

議案第 27 号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び三田市教育委員会  
教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び三田市教育委員会教育長の給  
与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年 8 月 23 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び三田市教育委員会  
教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例(昭和31年三田町条例第17号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成29年1月分から平成31年7月分まで」を「令和元年10月分から令和5年7月分まで」に改める。

(三田市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 三田市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年三田町条例第20号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成29年1月分から平成31年7月分まで」を「令和元年10月分から令和4年2月分まで」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。